

第5期 島根県地域福祉支援計画

～ともに生き、ともに支え合い～
自分らしく安心して暮らせる島根を目指して

《概要版》

令和7年3月
島 根 県

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県

Q いいけん 島根県

<https://www.karashimane.jp/gokoshimane/>



第5期 島根県地域福祉支援計画の概要

計画策定の趣旨

本県では、平成17年3月に「島根県地域福祉支援計画」を策定、その後、3回にわたる計画の見直しを行い、各市町村の地域福祉推進への取り組みを支援してきました。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、その取り組みの推進を図るため、「社会福祉法」が改正されました。あわせて市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

一方、県内においては、人口減少や少子高齢化、世帯規模の縮小や単身世帯・高齢世帯の増加などの傾向が続いており、家族や地域とのつながりは、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、さらに希薄化が懸念される状況となっています。

また、生活困窮、子どもの貧困、自死、ひきこもりなど地域社会が抱える地域生活課題は複雑化・多様化するとともに、ヤングケアラーなどの新たな課題の顕在化により、何らかの支援を要する人を地域全体で支えていくことの必要性はますます高まっています。

こうした近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題などに対応するため、「第5期島根県地域福祉支援計画」を策定するものです。

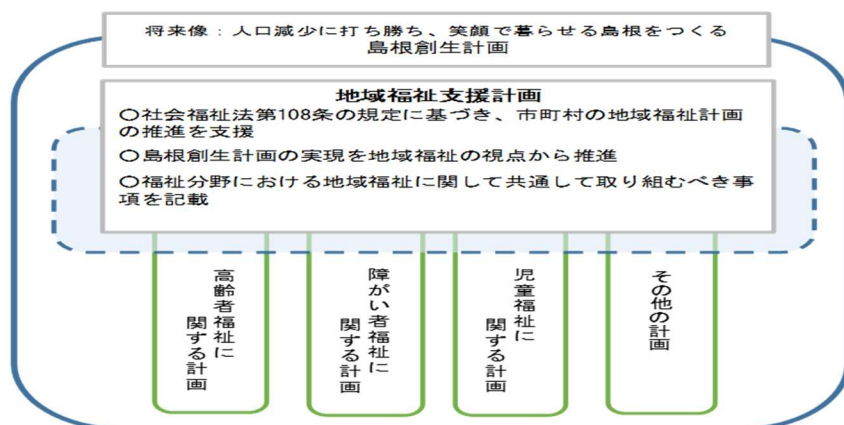
計画の性格と役割

社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村の地域福祉計画の推進を支援する目的で策定するものです。

上位計画である「島根創生計画」に掲げる基本目標を受け、地域福祉の視点から、基本目標の実現を目指すものです。

本計画は、各福祉分野が地域福祉に関して共通して取り組むべき事項を記載し、「島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」「しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画、島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立促進計画、島根県子ども・若者計画、島根県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画）」「島根県DV対策基本計画」「島根県障がい者基本計画」「島根県障がい福祉計画」「島根県障がい児福祉計画」「島根県自死対策総合計画」「島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」など、個別計画と連携し、地域福祉の総合的推進を図るものです。

島根県地域福祉支援計画の位置づけ



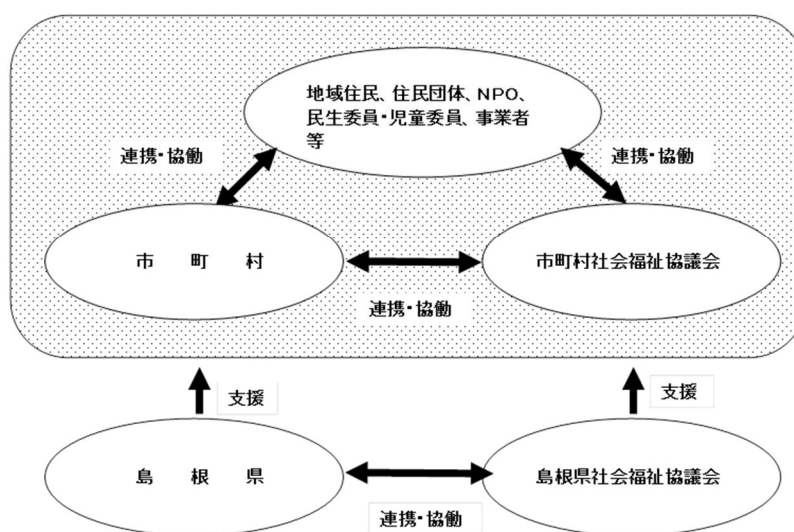
計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

計画の推進と進行管理

他の県計画や各市町村地域福祉計画の進行状況を十分に把握しながら、関係部局、市町村および社会福祉協議会などと密接に連携を図り、着実な推進に努めていきます。

地域福祉推進体制イメージ図



計画策定の背景

（１）少子高齢化の進行・世帯規模の減少、地域社会の変容

地域社会での人と人とのつながりが弱まる中、個人や家族が抱える課題は多様化するとともに、助けを求めることもできず孤立する・排除されるなどの課題が生じています。

（２）利用者主体の福祉制度への移行

福祉サービスの利用方法は、行政機関がサービス内容を決定、提供する措置制度から、利用者が自らサービスを選択、利用する契約制度へと大きく変化しています。

（３）地方分権の進展と住民の社会参加意識の高まり

地方分権の取り組みが進展し、様々な改革が行われる中で、社会福祉の分野においても、その中心的な役割は、地域住民に最も身近な市町村へと移行しています。また、地域住民の福祉に対するニーズもますます複雑化・多様化する中であって、地域を自らの力でより良くしていこうとする県民意識が高まっており、ボランティア活動やNPO活動への参加が広がりを見せています。

（４）新たな課題の顕在化

厳しい経済情勢がもたらした雇用不安や生活不安などにより、生活困窮や子どもの貧困、自死、ひきこもり、ヤングケアラー、孤独・孤立など、地域福祉を取り巻く課題は深刻化してきています。また、課題が複合化・複雑化しているケースや、問題を抱えているが公的な福祉サービスの制度の狭間にあって対応の難しいケースが生じてきています。

(5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

このような地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」として主体的に捉えて、包括的に「丸ごと」受け止めて課題解決に参画し、人と人、人と資源が制度や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現が求められています。

そのため、地域の力と公的な支援体制が相まって、様々な課題を解決するための包括的支援体制の整備が必要とされており、その手段の一つとして重層的支援体制整備事業が創設されています。

計画策定に当たっての視点

(1) 個人の尊厳と人権の尊重

性別、障がいの有無や年齢、国籍などに関わりなく、全ての地域住民が、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、互いの差異と多様性を認め合いながら、相互に連帯し、共に生きる社会をつくっていくという視点に立った地域社会づくりを進めていく必要があります。

(2) 住民参加と協働によるともに支え合う地域づくり

地域福祉の推進に当たっては、住民の主体的な参加が不可欠となります。

また、地域住民をはじめ、多様な主体がそれぞれの持っている力や資源を活用して地域づくりに参画し、協働していく必要があります。

(3) 各分野に共通する取り組みの推進

制度ごとの福祉サービスでは対象にならない課題や複合的課題の解決のためには、市町村において高齢者、障がい者、児童その他の福祉分野を問わず包括的に支援する体制づくりを重層的支援体制整備事業などの取り組みにより進め、地域での支援の力を高めていく必要があります。

(4) 地域の特性を踏まえた地域福祉の推進

温かな地域社会や人間関係が残されているという「島根の強み」を活かし、地域の特性を踏まえながら地域福祉を推進していくという視点が大切です。

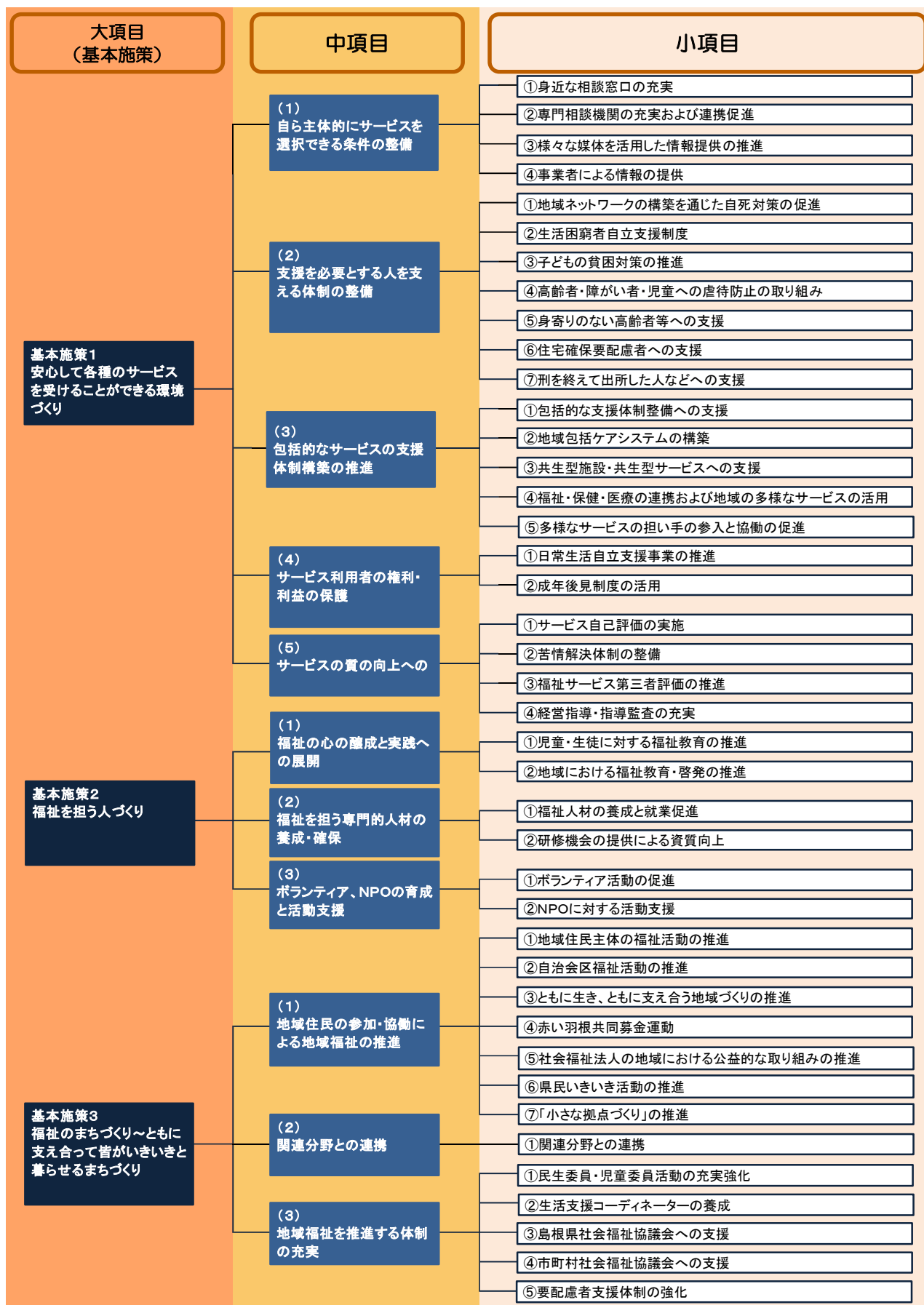
(5) 市町村を超えた広域的な取り組みへの支援

県は、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする地域生活課題について、広域的な行政主体として求められる役割を果たしながら、市町村や関係機関と連携・協働して解決に取り組めます。

計画の基本目標

誰もが、住みなれた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち、自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現

施策体系図



地域共生社会実現のための施策

基本施策 1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり

1－（１） 自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備

1－（１）－① 身近な相談窓口の充実

- 民生委員・児童委員活動の一層の周知
- 要保護児童などの支援に対し、民生委員・児童委員の積極的な関与と連携が図られるよう市町村への働きかけの実施
- 全市町村における妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制づくり
- 市町村において実施する障がい者相談支援事業の強化支援
- 相談業務従事者の対応能力の向上、専門的な相談機関へ適切な「つなぎ」が行えるよう相互の連携配慮
- 多言語によるワンストップ相談窓口による外国人住民からの相談対応

1－（１）－② 専門相談機関の充実および連携促進

- 県の各種専門相談機関の専門性の向上、機能の充実
- 専門相談機関と地域における相談機関との重層的なネットワークの構築
- 難病患者などへの専門的相談体制の確保・相談支援機能の強化
- 地域包括支援センターの機能強化に向けた市町村（保険者）の取り組みへの支援
- 母子家庭等就業・自立支援センターの相談機能の強化
- 性暴力被害者支援センターたんぽぽ及び民間団体との連携・協力による被害者が求める相談・支援体制の強化
- 島根県ひきこもり支援センターを設置し、ひきこもり相談や関係機関のネットワーク構築などの支援策の推進
- 医療的ケア児に対する各種サービスや支援を総合調整するコーディネーターの育成

1－（１）－③ 様々な媒体を活用した情報提供の推進

- 県ホームページなどインターネットを活用した情報提供の充実
- 「紙」による情報提供のほか、地域のネットワークなど日常的な交流を通じた情報提供の仕組みの活用
- 「しまね出前講座」による福祉・健康など身近なテーマについての情報提供

1－（１）－④ 事業者による情報の提供

- 事業者による適切な情報提供が行われるよう啓発・指導
- 「福祉サービス第三者評価」への取り組みの推進
- 社会福祉法人の指導・監査結果の県ホームページでの公表

1－（２） 支援を必要とする人を支える体制の整備

1－（２）－① 地域ネットワークの構築を通じた自死対策の促進

- 「島根県自死対策総合計画」に基づく自死対策の推進
- 「島根県自死総合対策連絡協議会」の開催、関係機関や団体との連携強化
- 「圏域自死予防対策連絡会」の設置、地域のネットワークの構築
- 児童生徒が命の尊さを学ぶ教育などの充実などを通じた県民一人ひとりの気づきと見守りの促進
- 関係機関・関係団体と連携、総合的な各種施策の推進

1－（２）－② 生活困窮者自立支援制度

- 「生活困窮者自立支援連絡会議」の開催
- 関係機関と連携した制度の周知と関係機関による相談事業との連携
- 市町村の相談対応能力の向上、相談従事者へのフォローの仕組みの構築

	○地域社会とのつながりや自尊感情の回復に向け、市町村とともに支援 ○生活困窮者の生活基盤となる安定的な居住確保のための関係機関や市町村と連携した支援体制の整備
1－（２）－③ 子どもの貧困対策の推進	○教育、福祉、雇用など部門を超えた連絡体制の構築 ○子どもに対し、希望を持って進路を選択できるような支援の実施 ○保護者に対し、直面する課題に主体的に取り組み、解決していけるような支援の実施 ○県や市町村が連携し、子どもの貧困対策を推進する体制の整備
1－（２）－④ 高齢者・障がい者・児童への虐待防止の取り組み	○市町村が行う相談に対する指導、助言に関し、情報提供などの必要な援助の実施 ○児童相談所に弁護士、保健師、警察OBを配置し、専門性向上と対応力強化 ○障がい福祉サービス事業所などに対する研修や指導・助言の実施
1－（２）－⑤ 身寄りのない高齢者等への支援	○市町村等に対する優良事例等の情報提供 ○国における高齢者終身サポート事業に関する検討の注視
1－（２）－⑥ 住宅確保要配慮者への支援	○住宅に困窮した世帯に対する公平かつ的確な公営住宅の供給 ○住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録促進、円滑な入居支援 ○居住の安定確保に向けた支援体制の充実、関係機関による相談事業との連携
1－（２）－⑦ 刑を終えて出所した人などへの支援	○対象者への継続的な支援実施体制の充実強化 ○地域生活定着支援センターの取り組みを通じた社会復帰や地域生活への定着支援 ○「社会を明るくする運動」に参画するとともに、再犯防止に関する取り組みの広報・啓発活動の推進 ○関係機関相互の連携強化と再犯防止施策の計画的な実施
1－（３） 包括的なサービスの支援体制構築の推進	
1－（３）－① 包括的な支援体制整備への支援	○市町村の包括的な支援体制整備を推進するため、先駆的な取組等の紹介 ○島根県社会福祉協議会と連携した市町村への支援策の検討
1－（３）－② 地域包括ケアシステムの構築	○それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう、関係市町村などと連携した取り組みの推進 ○地域包括ケアシステム推進のための市町村への伴走型支援と広域的な議論の場の提供 ○住民自ら介護予防に積極的に取り組むような住民主体の通いの場の充実と参加者や通いの場が拡大していくような地域づくりの推進 ○健康づくりと介護予防の連携強化・健康長寿しまね推進会議の構成団体との連携による地域一体的な取り組みの推進 ○老人クラブなどの団体活動の支援し、高齢者による支え合い活動の一層の活性化 ○権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民や生活支援コーディネーターをはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みの構築 ○虐待防止や早期発見・早期対応のための関係機関ネットワーク構築の取り組みへの支援 ○「地域見守りネットワーク」の構築促進 ○質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力 ○在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりの推進 ○高齢者本人の意思を尊重し、切れ目のない在宅医療・介護にかかるさまざまな支援を包括的かつ継続的

	に提供できる体制が構築できるよう検討・調整 ○住宅のバリアフリー化など、高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境づくりの推進 ○地域で認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりの推進 ○高齢者の移動手段確保のための市町村支援や交通担当部局と連携した情報提供
	1－（３）－③ 共生型施設・共生型サービスへの支援 ○共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開支援 ○市町村・事業者に対して共生型サービスの取り組み実施への助言
	1－（３）－④ 福祉・保健・医療の連携および地域の多様なサービスの活用 ○高齢者や障がい者のケアマネジメントに従事する者の技術の向上、関係機関との連携強化 ○要保護児童対策地域協議会構成員、民生委員・児童委員などへの研修や情報提供を通じた、地域の相談・支援体制の強化 ○県の各機関の連携、諸施策の推進
	1－（３）－⑤ 多様なサービスの担い手の参入と協働の促進 ○NPOの活動促進に向けた支援の実施、地域住民の社会貢献活動への参加の促進 ○福祉分野での行政とNPOなどの協働の促進
	1－（４） サービス利用者の権利・利益の保護
	1－（４）－① 日常生活自立支援事業の推進 ○ 島根県社会福祉協議会における日常生活自立支援事業への取り組みの支援
	1－（４）－② 成年後見制度の活用 ○すべての市町村において地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置が行われるよう支援し、単独設置が困難な市町村については、広域設置に向けた助言の実施 ○協議会による地域連携ネットワーク構築や担い手の確保・育成の推進等を検討 ○中核機関が持続的かつ円滑な運営が可能となるよう、安定的な財源確保について国へ働きかけの実施 ○成年後見制度の普及啓発 ○関係機関等に対する研修実施による支援の質の向上 ○市町村申立が適切に実施されるよう研修会により市町村の取組を支援 ○「成年後見制度利用支援事業」について、市町村や相談支援事業所での活用促進 ○市町村における「権利擁護人材育成事業」の取り組みへの支援 ○日常生活自立支援事業との連携のもと、利用者の状況に合わせた成年後見制度への移行支援
	1－（５） サービスの質の向上への取り組み
	1－（５）－① サービス自己評価の実施 ○適切な自己評価が行われるよう評価基準の提供など必要な指導や支援の実施
	1－（５）－② 苦情解決体制の整備 ○利用者および事業者に対する広報・啓発、苦情申出がしやすい環境の醸成 ○事業者の理解の促進や積極的な取り組みへの指導 ○島根県社会福祉協議会や島根県国民健康保険団体連合会との連携
	1－（５）－③ 福祉サービス第三者評価の推進 ○第三者評価機関の育成および認証や評価調査者の養成・継続研修の実施 ○福祉サービスの質の向上のための評価結果の適切な情報公開と、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択できるような情報提供の推進 ○第三者評価制度の普及を図り、事業者の第三者評価導入に向けた取り組みの促進

	1－（５）－④ 経営指導・指導監査の充実 ○島根県社会福祉協議会における経営指導事業への支援 ○社会福祉法人などに対する指導監査の充実
基本施策２ 福祉を担う人づくり	
	2－（１） 福祉の心の醸成と実践への展開
	2－（１）－① 児童・生徒に対する福祉教育の推進 ○すべての学校などにおける福祉教育の実施、教育委員会、学校、社会福祉協議会との密接な連携、地域の人材や資源を有効に活用した福祉教育充実への取り組みの促進
	2－（１）－② 地域における福祉教育・啓発の推進 ○地域の実態に応じた公民館における学習プログラムの充実 ○地域の福祉教育指導者の養成やスキルアップ研修の実施、地域における福祉教育の充実 ○地域の中での多様な交流の促進や福祉課題への取り組みを通じた、地域住民の福祉の心の醸成 ○認知症サポーターおよびあいサポーターの養成 ○しまね県民福祉大会などを通じた、地域住民の福祉への理解の深化
	2－（２） 福祉を担う専門的人材の養成・確保
	2－（２）－① 福祉人材の養成と就業促進 ○福祉・介護人材の養成機関や関係団体などと密接に連携した人材養成 ○島根県福祉人材センターにおける事業の充実 ○「福祉・介護人材確保推進会議」による効果的な人材確保対策の推進 ○福祉・介護職場における職場環境の整備の支援、社会的評価やイメージを高める取り組みの推進 ○福祉や介護の分野に対する若い世代の理解や関心を高める取り組みの強化 ○県外に向けた幅広い情報発信や広報啓発、U I ターンによる就業促進 ○外国人介護人材の受け入れや就労上の課題を把握し支援の在り方について検討 ○介護ロボットやＩＣＴの導入経費の補助等の支援 ○保育士の職場定着を高めるため、労働環境の改善等を目的としたセミナーを実施 ○福祉・介護人材育成宣言事業所制度の普及
	2－（２）－② 研修機会の提供による資質向上 ○島根県福祉人材センターにおける研修機能の充実 ○福祉に関する各研修機関・団体との緊密な連絡調整
	2－（３） ボランティア、ＮＰＯの育成と活動支援
	2－（３）－① ボランティア活動の促進 ○島根県ボランティア活動振興センターおよび市町村ボランティアセンターへの運営支援 ○「災害ボランティア」の活動が円滑かつ効果的に行える活動環境の整備
	2－（３）－② ＮＰＯに対する活動支援 ○（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）におけるＮＰＯ支援機能の充実、ＮＰＯ法人の活動基盤の強化への支援 ○県全体でＮＰＯを支援
基本施策３ 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり	
	3－（１） 地域住民の参加・協働による地域福祉の推進
	3－（１）－① 地域住民主体の福祉活動の推進 ○「地域福祉計画」の策定および推進が円滑に行われるよう市町村を支援

	3－（１）－② 自治会区福祉活動の推進 ○社会福祉協議会を中心に進めている自治会区福祉活動が、県内の多くの地域で取組まれるよう、行政、関係団体などの連携体制の強化、支援 ○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の実践力の向上 ○優れた自治会区福祉活動を行っている団体の活動を表彰、その取り組みの紹介 3－（１）－③ ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進 ○自治会区のネットワークが「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークとして機能するよう支援 ○高齢者や障がい者などの社会参加の促進、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりの支援 ○市町村社会福祉協議会などが中心となって実施している高齢者や子育て家庭などを対象とした交流活動の支援 ○公民館が、地域福祉活動の拠点として有効に活用されるよう支援 ○隣保館が、福祉と人権のまちづくりの拠点、地域福祉活動の拠点として有効に活用されるよう支援、隣保館職員の相談対応能力の向上、関係機関とのネットワーク構築の支援 ○子ども食堂の活動しやすい環境づくりの支援 3－（１）－④ 赤い羽根共同募金運動 ○赤い羽根共同募金運動の推進を支援 ○助成金や福祉基金などに関する情報の提供 3－（１）－⑤ 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進 ○社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえ、様々な公益的活動に積極的に取り組むことができるよう支援 ○複数の法人が参画するネットワーク構築などの環境整備を図り、協働した取り組みが行えるよう支援 3－（１）－⑥ 県民いきいき活動の推進 ○県民・企業・NPOなど多様な主体が取り組む『県民いきいき活動』や『協働』の促進 ○『県民いきいき活動』の周知、活動の意義などについての理解促進 ○県民が『県民いきいき活動』へ積極的に参加できるよう、県民・企業・NPOなどと連携した活動機会の拡大 ○NPOなどへの支援、（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）との連携 ○県の総合相談窓口の充実や各職場に配置した協働推進員のコーディネーター機能の強化 3－（１）－⑦ 「小さな拠点づくり」の推進 ○地域住民の話し合いにより生活機能を確保するための計画づくりや、実践活動を進められるよう市町村と連携した地域運営の仕組みづくりを支援 ○燃料、買い物など、生活に欠かせない機能やサービスについて、より行政が関与しながら維持・確保する取組 ○地域の実情に応じ、市町村や関係機関が行う医療・介護・福祉サービスの維持・確保に向けた検討が進むよう支援 ○路線バスやタクシーなどについて、地域の実情に応じて、最適な交通手段への転換を図ることなどにより、地域生活交通の確保のため、市町村と連携した取組 3－（２） 関連分野との連携 3－（２）－① 関連分野との連携 ○「心のバリアフリー」の推進 ○健康長寿しまねの推進 ○地域における子育て支援・児童の健全育成 ○地域における住民生活の包括的な支援
--	--

	3－（３） 地域福祉を推進する体制の充実
	3－（３）－① 民生委員・児童委員活動の充実強化
	○民生委員・児童委員、主任児童委員への研修の充実、円滑な活動が行える環境づくり ○地域住民や自治会などによる要支援者の「見守り」「発見」「つなぎ」などの活動が、民生委員・児童委員や行政の活動に円滑に繋がっていくよう、関係機関・団体のネットワークを強化 ○地域住民から理解を得るための民生委員・児童委員の役割や活動に関する広報活動
	3－（３）－② 生活支援コーディネーターの養成
	○市町村で生活支援コーディネーターとして配置を予定している人材に対する養成研修の実施
	3－（３）－③ 島根県社会福祉協議会への支援
	○島根県社会福祉協議会の体制の充実や諸事業の効果的な展開の支援
	3－（３）－④ 市町村社会福祉協議会への支援
	○身近な相談支援機能を充実させ、地域福祉推進のコーディネーターとしての役割が強化されるよう支援
	3－（３）－⑤ 要配慮者支援体制の強化
	○「個別避難計画」の作成など、市町村の取組を支援 ○「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の体制の整備 ○市町村における平時からの災害福祉支援体制の整備を支援

第5期島根県地域福祉支援計画

《概要版》

～ともに生き、ともに支え合い～

自分らしく安心して暮らせる島根を目指して

令和7年3月発行